

中央労基協 Report 令和3年10月

全国労働衛生週間を迎えて

中央労働基準監督署長 工藤 滉光



東京労働基準協会連合会中央労働基準協会支部の会員の皆様には、平素より当署の業務運営に関しまして格別のご理解とご協力を賜っており、篤くお礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染防止のため昨年度から各種行事が取りやめになるなどして、現在もなかなか皆様方とお会いし意見交換等できる機会がなく残念に思っております。

ご存じのとおり、10月1日から7日までを本週間、9月1日から9月30日までを準備期間とし、本年度は、「向き合おう！ こころとからだの 健康管理」をスローガンとして第72回全国労働衛生週間を実施しているところです。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向け「うつらぬうつさぬルールとともに みんなで守る健康職場」を副スローガンとして掲げ、皆様方それぞれの事業場における更なる感染防止の徹底を呼び掛けています。

新型コロナウイルス感染症の罹患による休業4日以上の労働災害は、令和2年には全国で6,000人以上発生しており、当署管内においては死亡災害も発生しているところです。また、このところ「感染症対策が取られておらず不安なので何とかして欲しい。」といった相談が増えている状況にあります。

感染拡大防止を図りつつ事業活動を継続していくため、いわゆる3つの密（密閉空間、密集場所、密接場面）を避け、マスクの着用、手指等の頻回な消毒等職場の実態に即した実行可能な対策を、労使が一体となって、継続的に取り組んでいただくようお願いします。

本年度の全国労働衛生週間では、過重労働による健康障害防止に向け、働き方改革の推進と相まっての長時間労働による健康障害防止対策やメンタルヘルス対策の徹底、治療と仕事の両立支援についての取組、健康寿命及び職業生涯が延伸し、職場においてより大きな役割を担うようになってきた高年齢労働者が安心して安全に健康で働く環境づくりの一環としてのエイジフレンドリーガイドラインに基づく健康づくりの取組をお願いします。

また、化学物質による労働災害のうち法令の規制対象となっていない有害物によるものが全体の8割を占めている現状において、安全データシートの情報に基づくリスクアセスメント及びリスク低減対策の実施の更なる促進をお願いします。

このほか、「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策や感染防止対策の取組として定着しつつあるテレワークについて、「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく労働者の作業環境、健康確保等の推進に関する取組のご検討もお願いします。

取り組むべき課題は多々ありますが、働くことによって健康を害することは本来あってはならないものであり、働く人が安心して安全に、そして健康で職業生活を全うできるよう、労使一体となって継続的に取り組んでいただくよう重ねてお願いたします。

令和3年度 中央労働基準監督署長表彰式を開催

中央労働基準監督署では、令和3年9月14日（火）に「令和3年度 中央労働基準監督署長表彰式」を開催しました。

本来であれば、中央健康推進大会において表彰式を行うこととしておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、同大会を中止いたしましたので、中央労働基準監督署内での表彰式となり、密を避けるため2回に分けて実施しました。



令和3年度 中央労働基準監督署長表彰を受けられた皆様は次のとおりです。

【継続事業場】

- 味の素株式会社 様
- TANAKAホールディングス株式会社 様
- トヨタ自動車株式会社 様

【有期事業場】

- 松井・徳祥・則武建設共同企業体
中央区立阪本小学校改築及び阪本こども園（仮称）整備工事 様
- 株式会社大林組 東京本店
東京駅建築工事事務所 様
- 清水建設株式会社 東京支店
(仮称)丸の内1-3計画新築工事 フィットアウト工事 タワー部分 様
- 鉄建建設株式会社 東京支店
国指定史跡常盤橋門跡常盤橋復旧工事 様
- 北野建設株式会社 東京本社
二番町高齢者施設新築工事 様

【個人】

- 浅井 尚樹 様（建設業労働災害防止協会東京支部中央千代田文京分会 安全指導者）
- 小山 達士 様（建設業労働災害防止協会東京支部中央千代田文京分会 安全指導者）

なお、中央労働基準監督署管内の下記事業場が、厚生労働大臣賞、東京労働局長賞を受賞されておりますので、ご紹介いたします。

【厚生労働大臣優良賞】

- 大成建設株式会社 東京支店
月島一丁目西仲通り地区第一種市街地再開発事業に伴う施設建築物の新築工事 様

【厚生労働大臣奨励賞】

○大成建設株式会社 東京支店

有楽町地区洞道整備計画（仮称）仲通り洞道新設工事（I期） 様

【東京労働局長奨励賞】

○大成建設株式会社 東京支店

法政大学（市ヶ谷）55・58年館建替 様

中央労働基準署で YouTube 動画による労働 基準・安全衛生関連の WEB 講習会を開催中！

中央労働基準監督署では、新型コロナウィルス感染症拡大防止の観点から、集団指導形式の講習会に代えて、YouTube 動画による労働関係法令等に関する WEB 講習会を開催しております。

こちらの WEB 講習会では、「経営トップによる働き方の基本方針の表明」の考え方や、「マスク着用による熱中症防止」と「新しい生活様式」の両立など、労務や安全衛生などに関する様々なテーマを、分かりやすく解説しておりますので、是非ご視聴いただき、皆様の職場でご活用いただければ幸いです。

↓WEB 講習会コンテンツ（一部を紹介）

経営トップによる
働き方の基本方針の表明について

中央労働基準監督署

年次有給休暇が取りやすい職場作りについて



↓東京労働局 YouTube 公式チャンネル



■ 中央労働基準協会支部 講習会開催予定（令和3年10月～令和4年3月）■

令和3年9月16日現在

| 講習名 | | 受講費 (テキスト・税込) | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|--------------|--|---------------------------|---|--|--|--|--|------------|
| 技能講習 | 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習 (テキスト代が10月から110円上がりります) | 21,310 | | 11月 定期検査 2/1 | | | | 2月 定期検査 |
| | 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習 | 14,580 | 定期検査 10月 定期検査 1月 定期検査 定期検査 定期検査 | 定期検査 1月 定期検査 定期検査 定期検査 定期検査 | 定期検査 定期検査 定期検査 定期検査 定期検査 定期検査 | 定期検査 定期検査 定期検査 定期検査 定期検査 定期検査 | 定期検査 定期検査 定期検査 定期検査 定期検査 定期検査 | |
| | 石綿作業主任者技能講習 | 14,580 | 定期検査 定期検査 定期検査 定期検査 定期検査 定期検査 | 定期検査 定期検査 定期検査 定期検査 定期検査 定期検査 | 定期検査 定期検査 定期検査 定期検査 定期検査 定期検査 | 定期検査 定期検査 定期検査 定期検査 定期検査 定期検査 | 定期検査 定期検査 定期検査 定期検査 定期検査 定期検査 | |
| 教特育別 | 第2種酸素欠乏危険作業特別教育 (酸素欠乏症・硫化水素中毒危険作業にかかる特別教育) (テキスト代が10月から110円上がりります) | 9,810 | | | | | 18日 | |
| 法定講習等 | 安全衛生推進者養成講習 | 14,030 | 28・29日 | | | | 9・10日 | |
| | 衛生推進者養成講習 | 9,500 | | 4日 | | 18日 | | 18日 |
| | 安全管理者選任時研修 | (会員)10,500 (非会員)12,500 | | 18・19日 | | 27・28日 | | 10・11日 |
| | リスクアセスメント担当者研修 | (会員)10,500 (非会員)12,500 | | | | | 15日 | |
| 受講習準備 | 衛生管理者試験受験準備講習 | 第1種3日 | (会員)20,000 (非会員)23,000 | 6~8日 | 8~10日 | | | 2~4日 |
| | | 第2種2日 | (会員)17,800 (非会員)20,800 | 6・7日 | 8・9日 | | | 2・3日 |
| 安全衛生・人事労務講習等 | 総括安全衛生管理者講習 | (会員)10,400 (非会員)12,400 | 22日 | | | | | |
| | 心とからだの健康講座 | 無料 | 定期 定期 | | | | | |
| | 年金講座【2回セット】 | (会員)7,650 (非会員)10,650 | | 5日 12日 | | | | |
| | 労働基準法等実務講座【2回セット】 | (会員)8,200 (非会員)11,200 | | 26日 | 7日 | | | |
| | 社会保険【健保・年金】実務講座【2回セット】 | (会員)7,760 (非会員)10,760 | 11日 18日 | | | | | |

※講習会場は、原則、中労基協ビル4階ホールです。日程及び内容については、変更になる場合があります。

東京都最低賃金改正のお知らせ

東京都最低賃金(地域別最低賃金)は令和3年10月1日から

時間額1,041円に改正されます。

- ※ 都内で労働者を使用するすべての事業場及び同事業場で働くすべての労働者(都内の事業場に派遣中の労働者を含む)に適用されます。
- ※ 最低賃金の引上げに向けた環境整備のための支援策として、業務改善助成金等各種助成金制度を設けています。

<問合先>

東京都最低賃金について

東京労働局労働基準部賃金課 (TEL03-3512-1614 (直通))

東京働き方改革推進支援センター (TEL0120-232-865)

業務改善助成金について

令和3年度業務改善助成金コールセンター (TEL03-6388-6155)

東京働き方改革推進支援センター (TEL0120-232-865)

東京労働局雇用環境・均等部企画課 (TEL03-6893-1100 (直通))